

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程

（目 的）

第1条 この規程は、札幌大谷大学学則第2条及び札幌大谷大学短期大学部学則第2条の規定に基づき、札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の建学の精神に則り、教育研究水準の向上に努めるとともに、その社会的使命を達成するため、教育研究及び管理運営等に関する自己点検・評価の実施について定める。

（委員会の設置）

第2条 前条の目的を達成するために札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学自己評価担当者（大学LO）及び短大自己評価担当者（短大LO）
- (4) 各学部長及び短期大学部長
- (5) 各学科長
- (6) 入学支援センター長
- (7) 学修支援センター長
- (8) キャリア支援センター長
- (9) 各種委員会委員長及び委員長補佐
- (10) 学生相談室長
- (11) 社会連携センター長
- (12) 事務局長
- (13) IR推進課長

2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（委員会の運営）

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ指名された委員が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第3条第1項に定める委員がその選出母体となる構成員を離れた時は、委員の職を離れるものとし、委員を補充する。

3 前項の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員会の任務）

第6条 委員会は、次に掲げる項目を基準として自己点検・評価の指針を決定し、自己点検・評価を行う。

- (1) 使命・目的
- (2) 内部質保証
- (3) 学生
- (4) 教育課程
- (5) 教員・職員
- (6) 経営・管理と財務
- (7) その他

(自己点検・評価の方法)

第7条 委員会は、自己点検・評価を行うに当たり、必要がある場合には、既存の関連組織に議事を付託し、又は作業部会を設けることができる。

(結果の報告及び公表)

第8条 委員長又は委員は、検討結果を教授会に報告し、必要な事項については、審議及び承認を得るものとする。

2 前項の自己点検・評価結果の公表の方法及び範囲については、大学協議会に諮ったうえで、学長が決定する。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、IR推進課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会及び教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

従前の「自己点検・評価規程」及び「企画点検委員会規程」は廃止する。

附 則

この規程の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2022年4月27日合同教授会）

この規程の一部改正は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2025年3月19日合同教授会）

この規程の一部改正は、2025年4月1日から施行する。